

リチウムイオン電池の適正処理の推進を求める意見書（案）

使用済みのリチウムイオン電池は、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造事業者や輸入販売事業者（以下「事業者」という。）が自主的に回収し、再資源化することが義務づけられている。

しかし近年、リチウムイオン電池を使用する製品や電池の取り外しが困難な製品が急増する一方で、回収の取組が十分に進んでおらず、使用済電池が適切に分別されずに捨てられる不適切な排出が増加している。

その結果、廃棄物処理の過程でリチウムイオン電池等を原因とした火災が多く発生しており、廃棄物処理施設が火災により稼働停止し地域の生活環境の保全に大きな支障を及ぼす事態も生じている。

よって、政府におかれては、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 リチウムイオン電池の危険性や再資源化を踏まえた適正な廃棄方法について、官民連携で、より一層積極的な広報、啓発を行うこと。
- 2 リチウムイオン電池を取り外し可能な製品とする改良等も含め、消費者が分別しやすく再資源化につながる商品づくりを推進するよう事業者へ指導すること。
- 3 一般社団法人 J B R C に加盟していない事業者の製品や、破損したり膨らんでしまったリチウムイオン電池等を含めて、効果的かつ効率的な回収・処理体制を拡大生産者責任の観点で構築すること。
- 4 令和7年4月に環境省から発出された「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」により、市町村において家庭から排出されるリチウムイオン電池等の処理体制の構築が求められているが、構築に当たっては市町村に財政負担を生じさせないようにすること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日 (議決年月日)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
消費者庁長官

宛て

横浜市会議長名